

一般競争入札の実施について

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、精華町契約規則第3条の2に基づき公告する。

令和8年10月5日

精華町長 杉 浦 正 省

1. 事業概要

- (1) 件 名 精華町消防本部庁舎電話交換設備賃貸借及び保守管理業務
- (2) 納入及び業務場所 精華町消防本部
- (3) 業務内容 電話設備等の賃貸借
電話設備等の保守管理
- (4) 賃貸借及び保守管理業務内容 「仕様書」のとおり
- (5) 賃貸借及び保守管理業務履行期間 納品日から7年間
- (6) 入札方式 紙入札

2. 入札参加資格要件等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和7・8年度精華町物品役務競争入札参加資格の「通信用電機製品・機械器具」の登録者で、京都府に本店又は支店、営業所等の営業拠点を有し、故障等緊急事態が発生した場合、1時間以内に来署できる者であること。
- (3) 本一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は、京都府の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立てをしている者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 第三者機関による情報セキュリティマネジメント規格（ISMS）の認証を取得していること。
- (7) 本業務に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、令和9年度以降の各年度における本契約に係る予算の削減等により契約を解除する場合があること。

3. 本契約締結の要件

落札者（共同企業体にあつては構成員のどちらか一方でも）が入札執行日から本契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

4. 特記事項

- (1) 今回の事業は、電話設備等賃貸借及び保守管理業務を併せて一般競争入札で実施し、契約についても併せて契約締結する。
- (2) 本契約が終了した後の電話交換機システム一式については、発注者に対し無償譲渡とすること。

5. 入札参加申請書等の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

精華町ホームページからダウンロード若しくは下記により交付します。

ア. 交付期間 令和8年10月5日（月）から令和8年10月20日（火）まで
（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。また、最終日は午後4時まで）

イ. 交付場所 精華町消防本部 消防総務課（消防本部2階事務所内）

ウ. 入手費用 無料

(2) 入札参加申請書等の作成

所定様式により入札参加希望者が作成すること。作成説明会は実施しない。

(3) 入札参加申請書等の受付

ア. 受付日 令和8年10月19日（月）及び10月20日（火）の2日間
（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。また、最終日は午後4時まで）

イ. 受付場所 精華町消防本部 消防総務課（消防本部2階事務所内）

ウ. 提出書類 ①一般競争入札参加申請書
②第三者機関による情報セキュリティマネジメント規格（ISMS）の認証の写し
③令和7・8年度物品役務に係る競争入札参加資格審査申請受付票の写し

エ. 提出部数 提出書類①～③ 各1部

オ. その他 入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

(4) 入札の中止

入札参加申請締切日において、入札参加者が一社のみの場合は入札を取りやめる。

6. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

(1) 入札方法

本業務の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

(2) 入札予定日時

令和8年11月4日（水）13時00分より

(3) 入札場所

精華町消防本部 2階 講堂

(4) 入札条件

ア. 入札保証金 免除

イ. 契約保証金 免除

ウ. 最低制限価格の設定 無

エ. 入札及び契約等の事務取扱

精華町契約規則、法令その他の定めるところにより行う。

オ. 入札の辞退

入札開始時刻までに書面により消防本部消防総務課へ届け出ること。

カ. 入札会への参加

入札会場への入場は、1業者1名（共同企業体も同様に1名）とする。なお、代理人による入札は、委任状を提出すること。

キ. 内訳書の提出

入札金額の積算根拠を明確にするため、入札執行時に「本業務内訳書」の提出を求める場合がある。なお、落札者についても入札執行後前述の内訳書の提出を求める場合がある。

ク. 関係法令等の遵守

本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。特に業務の一括下請については禁止されている事項であるので注意すること。また、状況により調査表の提出を求めることがある。

ケ. 入札書の様式

入札参加資格確認通知時に交付する入札書又はこれに準拠した様式とすること。

コ. 入札及び仕様等への質疑

別紙の質問書により期限内に提出すること。

(5) 入札の無効及び失格に関する事項

ア. 入札に参加する資格のない者の行った入札。

イ. 申請書等に虚偽の記載をした者や提出しなかった者の行った入札。

ウ. 記名押印のない入札。

エ. 金額、氏名、印鑑及びその他重要な部分の誤脱もしくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。

オ. 業務費内訳書の提出が必要な入札案件においては、開札の日時において有効な業務費内訳書を提出しなかった入札及び業務費内訳書の記載がない入札。

カ. 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む）をした者の行った入札。

キ. 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札。

ク. 予定価格が事前公表された入札においては、予定価格を超える価格での入札。

ケ. 入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の入札。

コ. その他、入札に関する条件に違反した者の入札。

7. その他

- (1) 入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有するものではない。
- (2) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該業務の入札参加資格業者としないとともに、精華町の指名停止措置等を行う場合がある。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 入札参加者が一社のみの場合は、入札を取りやめる。
- (7) 入札参加資格の適否を確認し、入札参加資格を満たさない業者への通知は、書面にて非適合通知を送付する。

(問い合わせ先)

精華町消防本部 消防総務課 (TEL 0774-94-4473)